

2.1 平常時における要援護者支援活動

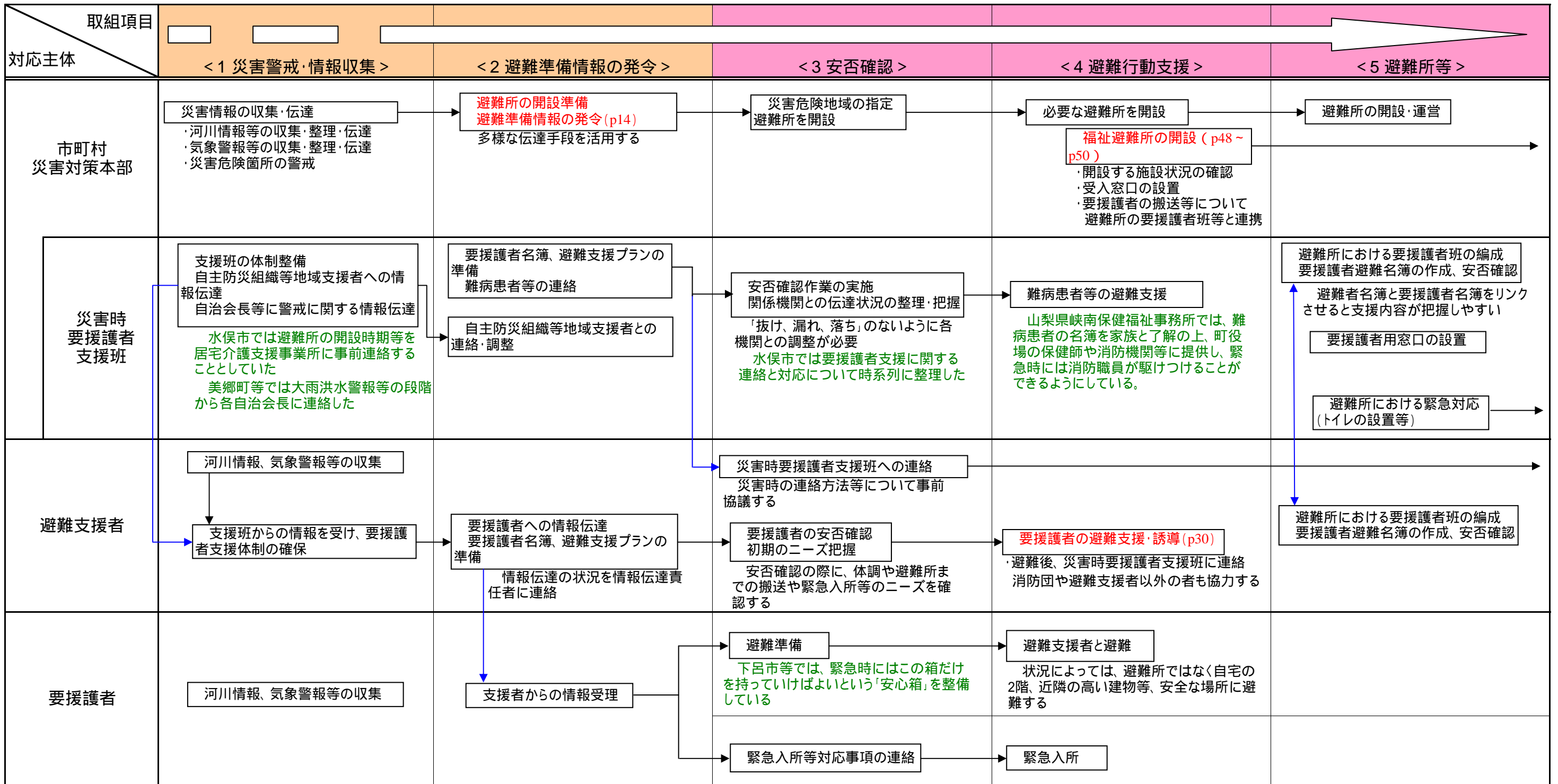
凡例
 赤字: 重要な対応事項
 緑: 対応事例等
 →: 時系列的な対応の流れ
 ⇨: 情報共有、連携等を行う関係機関等

取組項目							
対応主体	< 1 内部体制の整備 >	< 2 関係機関との連携 >	< 3 情報伝達体制の整備 >	< 4 要援護者情報の収集・共有 >	< 5 避難支援プラン作成 >	< 6 訓練等・避難支援プランの見直し >	
市町村	地域防災計画の修正 防災関係部局と福祉関係部局との合意形成		避難準備情報等の判断基準の設定 (p12~p13) ・ハザードマップ等により避難準備情報等の意味合いを住民に対し周知 地域防災計画の修正		要援護者避難支援の指針 (全体的な考え方) 等の策定 ・対象者の考え方 (範囲)、支援に係る自助・共助・公助の役割分担、支援体制等について、地域の実情に応じ記述		
災害時要援護者支援班	災害時要援護者支援班の設置 (p6~p7) ・班の業務内容の整理、班構成の決定、実務担当者の設定、班内の役割分担の決定 自主防災組織との協力体制整備 自主防災組織に対する防災研修・ワークショップ等の実施	各種協議会等を通じた要援護者対策に関する福祉関係者との連携 ・福祉関係者の要援護者支援担当の連絡先の把握 ・防災と福祉に関する情報共有化 福祉関係者に対する定期的な防災研修の実施 福祉避難所の設置に係る協定締結	情報伝達手段・方法の決定 ・消防団・自主防災組織への周知 ・各団体への情報伝達責任者の決定 ・自主防災組織内での伝達方法・ルート の現状把握 個別ニーズに応じた活用資源 (人的・物的) の検討 ・福祉関係者の意見も取り入れながら実施	各部局が保有している要援護者情報の現状の確認 ・優先的に支援する要援護者の基準の整理 対象者の範囲の決定 (p17~18) ・要援護者の概数を把握するとともに、対象者の範囲を検討 個人情報保護条例における取扱いの検討・決定 (p20~p26) (必要に応じて) 個人情報保護審議会に諮問 ・要援護者情報の管理・更新方法の決定 ・守秘義務の確保方法の決定	福祉部局が保有する情報の集約、電算開発 ・要援護者名簿の内容の検討 (住所や氏名等の基本的な情報にとどめる) 支援関係者と誓約書の取交 支援関係者に対する研修会の実施 行政内部、当該要援護者の支援関係者への要援護者情報の提供 要援護者のプライバシーに配慮 定期的な要援護者情報の更新 ・内容更新に伴う旧版回収、破棄	要援護者避難支援プランのひな形作成 避難支援プラン (個別計画) を策定 (p30) ・避難支援者の決定・説明・周知 避難患者等優先的に支援が必要な要援護者から作成 要援護者本人の同意が得られない場合は、行政内部のみで共有	要援護者支援訓練やワークショップの実施、助言・指導 要援護者支援に関する人材育成・地域活動支援
避難支援者	要援護者への戸別訪問等による信頼関係の構築		情報伝達責任者、情報伝達ルートの決定 避難準備情報等の理解	見守り活動等による要援護者情報の収集	市町村からの要援護者名簿の受領 ・要援護者リスト取扱いに係る研修会への参加 ・守秘義務の確保に係る誓約書の提出 要援護者本人への訪問活動	避難支援プランの策定 (個別計画) に参画 (p30) 要援護者本人の同意を得てさらに詳細な情報をきめ細かく把握 ・避難支援者の特定 ・要援護者との信頼関係の醸成	養成講座、防災訓練やワークショップ等への積極的参加
要援護者	日常の支援者との関わりの強化		避難準備情報等の理解		災害時要援護者の避難支援に関する理解	避難支援プラン (個別計画) 作成に対する同意 避難支援者、避難所、避難方法の確認 (p30) ・支援者との信頼関係の醸成	防災訓練やワークショップ等への積極的参加 住宅の耐震化、家具転倒防止の実施 要援護者支援に関するグッズの確保 下呂市等では、緊急時にはこの箱だけを持っていけばよいという「安心箱」を整備している

避難支援者: 地域の近隣住民などの中で、災害時に要援護者の避難支援を引き受けた者

2.2 避難行動時における要援護者支援活動

凡例
 赤字:重要な対応事項
 緑:対応事例等
 →:時系列的な対応の流れ
 ⇨:情報共有、連携等を行う関係機関等



避難支援者:地域の近隣住民などの中で、災害時に要援護者の避難支援を引き受けた者

2.3 避難生活時における要援護者支援活動

凡例
 赤字:重要な対応事項
 緑:対応事例等
 →:時系列的な対応の流れ
 ⇨:情報共有、連携等を行う関係機関等

対応主体	取組項目	<1 避難所での初動対応>	<2 要援護者避難支援連絡会議の設置>	<3 応急対応>	<4 避難生活の終了>
市町村 災害対策本部		要援護者に配慮した福祉避難室の設置 <small>小千谷市では、新潟県中越地震の際、要援護者や授乳を必要とする母子等に対しては、避難所内の会議室やトレーニングルーム等を専用居室として活用した。</small>	都道府県のほか関係機関に 応援派遣、必要な物資の支援を要請 ↓ 必要な物資を各避難所に配布		<大規模災害時には、避難所から仮設住宅や施設等へ移行> 要援護者の見守り活動を通して引き続き支援を行う 家族や地域との関係を保つことに配慮する
災害時 要援護者 支援班	要援護者用窓口の設置 要援護者の安否確認		要援護者避難支援連絡会議 ¹ の開催 ・関係機関等の支援活動の実施状況等を把握 大規模災害時には要援護者支援センター ² を立ち上げる。 ボランティアセンターとの連携 要援護者のニーズの内容と必要量を集約 <small>各避難所を巡回し実態調査 南アルプス市では、要援護者巡回相談チームを編成し要援護者実態調査票を用いて要援護者の対面調査を行うこととしている。</small>		
避難支援者	要援護者班の設置 避難所運営の中心 ・災害時要援護者支援班との連絡調整 ・避難所における要援護者の避難状況の確認 避難所内・外における要援護者のニーズ把握・対応 <small>南アルプス市では、要援護者巡回相談チームを編成し要援護者実態調査票を用いて要援護者の対面調査を行うこととしている。</small> 体調不良を訴える要援護者の搬送 緊急入所、医療機関での対応が必要な人の確認		要援護者避難支援連絡会議の参加 ボランティア等関係機関との連携		メンタル面を含めた見守り活動の実施
要援護者	避難所に避難 福祉避難室の活用		体調不良等避難所での生活が困難となった場合、福祉施設への緊急入所、医療機関への移送		地域や要援護者相互の交流

避難支援者:地域の近隣住民などの中で、災害時に要援護者の避難支援を引き受けた者

¹ 要援護者避難支援連絡会議...要援護者支援に関わる関係者により構成される会議で、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要援護者のニーズを把握し共有するための会議

² 要援護者支援センター...要援護者に関する情報の関係者間での共有や要援護者の支援に携わる関係者からの相談に応じるために設けるセンター